

事業の内容

法人の事業について

1 事業の一覧

事業番号	事業の内容
公 1	有線テレビジョン放送を行う事業

2 個別事業の内容について

(1)公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率
公 1	有線テレビジョン放送を行う事業	95.2 %

〔1〕事業の概要について

(事業の内容)

1 当法人の事業目的について

(1) 事業目的

昭和38年の建築基準法の改正により、31mというビルの高さ制限がはずされて以降、都市部においては、土地利用の高度化による建築物の高層化が進み、昭和43年には地上147mの霞ヶ関ビルが竣工された。東海地方においても、次第にビルの高層化が進み、併せて高架道路、高架鉄道等も整備され世の中は高度経済成長期を迎えた。

こうして迎えた高度経済成長期は、その反面、日照、振動、騒音等の社会問題を発生させるに至り、さらにはテレビジョン放送受信障害を頻発させるに至った。

このテレビジョン放送受信障害の解消は、建築主と住民間の協議に委ねられ、地域住民には解消までに時間や費用など多大な努力と負担が強いられていた。後に、郵政省（現総務省）や、建設省（現国土交通省）からの指導文書により、原因者負担による障害解消への道筋が作られたが、地域の住民にとって、専門的知識や技術を必要とする有線テレビジョン放送施設を設置し運営することは非常に困難なことであった。

このような状況の中、当法人は、速やかな問題解消に向け建築主や地域住民双方の期待に応えるべく、昭和45年12月に設立され、以来、専門的かつ高度な技術的ノウハウをもって「高層建築物等の原因によるテレビジョン放送受信障害を解消することにより、公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として事業を推進しており、今後もこの目的に沿って積極的な事業の推進を行うこととしている。

以上のとおり、当法人の事業でいう「有線テレビジョン放送を行うこと」とは、個別のアンテナでは、テレビ塔からの電波が受信できない住民（社会的弱者）に対し、良好な受信環境を提供するために、テレビジョン

共同受信施設（共同アンテナ）の設置や運営を行い、テレビジョン電波を仲介提供することをいうものである。

したがって、自主放送を行う新たなテレビジョン放送局を設置することとは性質を異にする。

また、民間の営利企業に対し、このような事業に積極的な対応を期待することは、対価が施設を維持するための実費を元に算出されること、20年間と長期にわたること、地域が細かく散在すること、地域の事情へのきめ細かい対応が必要とされること等から非常に困難であると思われる。

(2) 事業目的の整理

昭和50年代後半には、国内各地でこれまでの放送局の電波を再放送する「テレビジョン共同受信」の範ちゅうを超え、主目的を「CATVでないで見られない多チャンネル」を中心とする所謂自主放送を行うCATV局が続出し、さらに平成に入り、サービス区域や外資等の法規制が緩和されると、本格的かつ大規模な「テレビジョン放送局」として変容を始めた。

こうして、現在のCATV会社は、有料多チャンネル放送、自主制作放送、電話及びインターネットなどのサービスを専ら行い、放送事業と通信事業を包含した営利企業体としての地位を築いて来た。

このような技術の進歩や社会の発展に併せ、当法人では、これまでの定款（寄付行為）に定めていた「自主放送番組の提供や、有線放送施設の各種の利用について調査、研究等を行うこと」は、法規制の緩和などを目指した業界団体などへの積極的な協力を含め一定の貢献をなし得たものとして、新たな定款では事業目的の記述を整理しまとめた。

2 当法人の有線テレビジョン放送を行う事業について

(1) 概要

現在、土地利用の高度化は、ますます進み、都市部に限らず周辺地域にも拡大され、それに伴いテレビジョン放送受信障害も各地で発生している状況にある。

当法人では、公益目的事業を行う都道府県の区域を、東海4県（岐阜、静岡、愛知及び三重県）と定め、必要に応じ、地域事情に合わせた有線テレビジョン放送施設の設置及び運営等を行いテレビジョン放送受信障害解消に向け事業を行う。

なお、現在、施設稼働中の地域は、岐阜及び愛知県である。

また、当法人の事業内容は（2）のとおりいくつかに細分されるが、いずれも有線テレビジョン放送を行う事業に収れんされるものである。

(2) 事業遂行に係る主な業務

事業遂行に係る主な業務は次のとおりである。

<相談・調査>

ア テレビジョン放送受信障害解消・予防に係る相談

イ テレビジョン放送受信障害現状調査・障害予測に係る調査

ウ 住民説明、加入者説明

エ 一般的な受信相談

<施設設置、運営>

オ 有線テレビジョン放送設備の設計、施工、運営、保守

カ 幹線設備の設計、施工、保守

キ 加入者宅への引込線施工、保守

ク 加入者宅内の施工、保守

ケ 有線テレビジョン放送施設関連機関への手続

(総務省、放送事業者、機器・線路設置場所等管理者、著作権管理者 他)

<加入者管理>

コ テレビジョン電波供給開始、休止、停止、その他相談

サ 利用料等の収納

<その他>

シ 職員研修(設計、施工、保守に係る技術研修、接遇研修等)

ス 有線テレビジョン放送及び受信障害解消に関する新技術の調査、研究

セ 以上の業務に付随的に発生する業務

(3) 事業遂行の財源

当法人の事業遂行に係る財源については次のとおりである。

ア 複数の高層建築物等があり、原因となる建築物の特定ができない地域のテレビジョン放送受信障害対策

利用希望者が負担する加入料及び利用料の収入

イ 障害原因となる建築物等が特定できるテレビジョン放送受信障害対策

原因者が負担する有線テレビジョン放送施設建設等による障害解消の対価の収入

ウ イの対策期間満了後のテレビジョン放送受信障害対策

利用希望者が負担する利用料の収入

エ その他

事業遂行に伴い、付随的に発生する役務の提供による対価の収入

(4) 事業実施のために必要となる主な資産

事業実施のために必要となる主な資産は次のとおりである。

ア 有線テレビジョン放送施設(現在施設数:37、加入者数:約38千)

一部の有線テレビジョン放送施設(現在施設数:3、加入者数:約6百)

においては、委託者が所有し、当法人は運営のみ受託している。

イ 事務所(名古屋市中区新栄二丁目46番6号(賃借))

(5) 受託する事業

受託する事業は次のとおりであり、いずれも補助金等の交付は受けていない。

ア テレビジョン受信障害の解消を希望する地域住民、又は障害原因者との契約による有線テレビジョン放送施設の設計、施工、運営、保守等

イ その他当法人の事業遂行に伴い、付随的に発生する役務

<p>(6) 委託する事業</p> <p>当法人の事業は、職員により行っているが、大規模な工事や利用料収納業務等の内の一部業務は、当法人の職員の管理の下で、外部委託も行っている。</p>

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由
19	今や、テレビジョン放送は受信者にとって、地震や台風等の災害に関する情報を収集する、日々の出来事を知る、娯楽を享受する、教養を高める等のため、日々の生活の中で無くてはならないものとなっている。このような状況の中で、受信障害が発生する地域の受信者に対し良好な受信環境を低廉に提供することは、地域社会の健全な発展に多大に寄与するものと考え。なお、別表の19号以外に、4号、14号、18号、22号等にも該当するものと考えが、19号を代表として掲げた。
本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実	
チェックポイント事業区分	チェックポイントに該当する旨の説明
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1 受信障害を受ける地域一帯かつ複数の地域の受信者（住民）を事業の対象としており、不特定多数でない者の利益増進への寄与を主たる目的に掲げていない。</p> <p>2 ア 当法人の事業については、インターネット上で広く周知し受益の機会の公開に努めると共に、受信障害対策の実施に際しては職員による面談を通じ事業の具体化を図っている。また、事業開始に当たっては、受信障害対策をしようとする地域の全住民に対する説明会の開催や文書による周知などを行っている。</p> <p>イ 有線テレビジョン放送施設の設計や設置などには、技術、法律及び工事の安全管理などの専門的な知識を必要とするため、民間団体による有線テレビジョン放送技術の資格制度が設けられている。当法人では、職員14名中、有資格（有線テレビジ</p>
<p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）</p>	

<p>(注) 2 (事業の合目的性) ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>ン放送技術者、電気工事士等)の職員10名を擁し、加えて、外部機関による研修や法人内研修により、技術レベルの維持・向上に努め事業の質の確保に努めている。</p>
	<p>ウ 該当なし</p> <p>エ 当法人は、有線テレビジョン放送施設の設計や設置、テレビジョン再放送等の業務を行うが、事業目的と異なる販売促進、共同宣伝等は行っていない。</p>
	<p>その他説明事項</p> <p>事業の概要で記述している「付随的に発生する役務」には、七宗町において、当法人の線路設備の一部(予備線)の通信への利用がある。</p> <p>七宗町は、多くの町民からインターネットサービスの要望が出され、通信事業者を誘致するも、採算性から事業実施に至らなかった。そのような状況の中、通信事業者が当法人の有線テレビジョン放送用の線路設備の一部を利用することにより、通信設備設置の費用を軽減し、町内のインターネットサービスが実現したものである。なお、当法人の線路設備は適正な利用料により、通信事業者の用に供している。</p>

[3] 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
一般放送の業務の登録	放送法	総務省東海総合通信局 放送部有線放送課

(2)収益事業及び(3)その他の事業(相互扶助等事業)については、該当なし。

【根拠条文】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）〈府省令〉

（事業年度開始前までに作成し備え置くべき書類）

第四十五条 法第二十一条第一項の内閣府令で定める書類は、当該事業年度に係る次に

掲げる書類とする。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

四 当該事業年度開始の日における法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を

記載した書類

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（令和四年法律第六十八号）〈閣法〉

（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し

た申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）

並びに主

たる事務所及び従たる事務所の所在場所

三 その行う公益目的事業の種類及び内容

四 その行う収益事業等の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業計画書及び収支予算書

三 事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当

該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

四 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産

目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類

五 第五条第十四号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

〈参考〉

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。

二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。

三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

